

4/25 もうすぐ南極が広島にやってくる!

南極条約協議国会議(ATCM) 広島開催記念イベントを開催します!!

南極条約協議国会議が、5月に広島で開催されます。日本で32年ぶりの開催となる同会議の開催直前に、市民の皆さんに南極を身近に感じてもらうため、「もうすぐ南極が広島にやってくる! 広島開催記念イベント」を国立極地研究所と共同で開催します。



開催概要

【日時】4月25日(土)10:00~15:30
【会場】紙屋町シャレオ中央広場
【内容】大阪・関西万博でも展示された隕石など南極関連展示に加え、南極観測



申し込み不要

隊経験者によるトークセッション。オーロラの塗り絵や地球儀の制作、南極の氷に触れるなど楽しめる体験ブースも

詳しくは、イベントホームページで。

国際化推進課(☎504-2106、☎504-2986)

※写真は、いずれも国立極地研究所提供



ひとり親などのこどもの学習を支援

市は、ひとり親家庭や生活困窮世帯の子どもたちのための学習会を開催するなど、こどもの学習を支援しています。進学や将来の不安を解消し、学力の向上を図ります。

☎こども青少年支援部(☎504-2723、☎504-2727)

進学や将来のため 学力の向上を目指す

市は、学習習慣や基礎学力の向上を目指し、子ども3・4人に対して、研修を受けた大学生など1人が学習支援を行う、集合型の学習会を行っています。

●中学校3年生には、公立高校受験対策、進路相談などを実施 ●中学校3年生と高校3年生には、模擬試

験受験料や大学などの受験料を補助

●学習会の中で、個別支援が必要な子どもには、個別学習支援員(校長OB)が対応(一部の会場のみ)

【指導科目】小学生：算数と国語

中学生・高校生：数学と英語

■今年度から、高校生の学習会場が3カ所増えました。

詳しくは、市ホームページで。



募集 学習会に参加して、一緒に勉強しませんか

【対象者】市内に在住の小学校4年生~高校生で、①ひとり親家庭か、②生活困窮世帯(生活保護受給世帯、市くらしサポートセンターが支援する世帯、スクールソーシャルワーカーが支援している就学援助認定世帯) ※事前面談に受講者本人と保護者が参加できる人に限る

事前面談	5月16日(土)
学習会の日程	6月6日~来年3月6日の(土)(安公民館のみ(日))の期間で1回2時間と、夏季休暇の平日で1回2時間。全36回
会場	市総合福祉センター★、地域福祉センター(中、東、西、安佐南★、安佐北、安芸★)、南区役所別館、安公民館、口田公民館★、佐伯区役所別館★

※★は、高校生も参加できます。緑色は、今年度から追加の高校生の学習会場です



宿題で分からないところなども教えてもらえます

申し込み ホームページか、はがき、ファクスで、住所、氏名、保護者名、学校名、学年、電話番号、希望会場を、4月22日(水)(必着)までに、①「〒732-0822 南区松原町5-1 市母子寡婦福祉連合会」、②「〒730-8586 保護自立支援課」(住所不要)へ

定員 ①②合わせて小・中学生107人、高校生23人
 連絡先 ①同会(☎264-0505、☎264-0506) ②同課(☎504-2799、☎504-2169)

※模擬試験受験料などの補助に関しては、こども青少年支援部(☎504-2723、☎504-2727)

※学習会の授業のペースについていけないなど、個別の支援がより必要な子どもに対しては、マンツーマン型の学習支援事業もあります。詳しくは、保護自立支援課(☎、☎表②)へ

ご利用ください

暮らしに役立つ相談窓口

市政に対する意見や要望、日常生活上の法律関係や交通事故に関する困り事など、お気軽にご相談ください。
 市民相談センター(☎504-2120、☎504-2121)

市役所市民相談センターでの相談

相談名	相談の内容
市政相談	市政に対する意見・要望など
民事相談*1	親族・相続関係、その他日常生活上の法律関係の困り事など(刑事事件に関するものは除く)
交通事故相談*1	賠償額の算定、自賠責保険請求の方法など
法律相談(弁護士)*2	法律上の諸問題(刑事事件に関するものは除く)

●相談日時 (月)~(金)の8:30~17:00

*1 民事・交通事故相談は、16:00ごろまで

*2 弁護士による法律相談は、(水)、(金)、(土)の13:00~16:00。*1の民事相談員が相談を受けた後、予約を受け付け

●申し込み 電話で、同センター(上記)へ

※市の業務など、市政への意見・要望は、電子メール(kocho@city.hiroshima.lg.jp)か、郵送「〒730-8586 市民相談センター」(住所不要)、ファクス(上記)でも随時受け付け

●休み (土)、(日)、(祝)、(休)、8月6日、年末年始 *2 予約時にご確認を

区役所区政調整課での相談

相談内容	中	東	南	西	安佐南	安佐北	安芸	佐伯
交通事故	第1(火)	第2(火)	第4(火)	第3(火)	第1(金)	第3(金)	第4(金)	第2(金)
暴力被害	なし	第1(火)	第3(火)	第4(火)	第3(木)	第2(木)	第1(木)	第4(木)
人権	第2(水)	第3(水)	第1(水)	第3(水)	第2(木)	第4(木)	第2(木)	第2(木)
行政	第2(金)	第1(金)	第4(金)	第3(金)	第1(水)	第3(水)	第2(水)	第4(水)
司法書士法律	第1(木)	第3(木)	第2(木)	第4(木)	第3(水)	第2(水)	第4(水)	第1(水)
表示登記・境界	第1(月)	第2(月)	第3(月)	第4(月)	第2(金)	第4(金)	第1(金)	第3(金)
行政書士法律 手続	第1(水)	第2(水)	第4(水)	第2(火)	第4(水)	第1(木)	第3(火)	第2(火)
税務(佐伯区役所のみ)	第2(月)							
年金・労働(中区役所のみ)	第3(火)							
市政(市政への意見・要望など)*3	区役所で随時							

●相談・申込先：区役所区政調整課(ファクスは4ヶ所左)

区	電話	区	電話	区	電話	区	電話
中	504-2543	南	250-8933	安佐南	831-4925	安芸	821-4903
東	568-7703	西	532-0925	安佐北	819-3903	佐伯	943-9706

●相談時間 市政相談(*3)以外は各相談日の13:00~16:00(暴力被害相談は15:00まで)。相談時間は1人30分まで

●申し込み 相談日当日の8:30から、電話で(交通事故相談、暴力被害相談、表示登記・境界相談は、相談日

当日の10:00まで随時受け付け)。先着各日6人(暴力被害相談は4人)

●休み (土)、(日)、(祝)、(休)、8月6日、年末年始(市政相談*3)以外は8月13日~16日、12月28日、1月4日(も)

市HP ページ番号 1025721



広島広域都市圏
 はっしー漫遊記 149
 わがまち 今昔物語
 市は「200万人広島都市圏構想」の実現に向け、近隣33市町と連携・交流を進めています。
 広島広域都市圏 検索

益田市 中世日本の文化遺産
 益田市には、全国屈指の中世(400~800年前)の文化遺産があります。地域の魅力や特色を通じて、日本の文化や伝統を語るストーリーを、文化庁は「日本遺産」として認定。益田市の文化遺産は「中世日本の傑作 益田を味わう - 地方の時代に輝き再び -」として認定されています。この遺産を生かして、雪舟庭園を鑑賞しながら、毛利元就が食した料理を現代風に再現したものを堪能してもらい、茶席・箏曲・生け花でおもてなしするなど、中世を味わうことができる取り組みを進めています。

ぼくが紹介するワン!
 益田市応援キャラクター しぱいっめ